

Tomisato City

災害復旧復興計画



目 次

災害復旧復興計画

第4編 災害復旧復興計画	復旧-1
第1節 生活安定のための措置	復旧1-1
1. 被災者への支援	復旧1-1
2. 地域経済への支援	復旧1-5
第2節 生活関連施設の復旧計画	復旧2-1
1. 災害復旧事業	復旧2-1
2. 国の財政援助等	復旧2-1
第3節 災害復興計画	復旧3-1

第4編 災害復旧復興計画

市は、市民の生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、義援金品の配布、被災中小企業への融資等について、早期に適切な対応を行うとともに、災害の教訓を踏まえ、国や県と連携し、災害に強いまちづくりにつなげるための復旧及び復興計画を策定する。

災害復旧復興計画

第1節 生活安定のための措置

第2節 生活関連施設の復旧計画

第3節 災害復興計画

総
則

災害
予防
計画

震
災

災害
応急
対策
計画

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復旧
復興
計画

資
料
編

総則	
計画	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第1節 生活安定のための措置

大規模災害によって多数の市民等が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされることにより、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災者の生活安定のための措置を講じる。

活動項目	担当部署
1. 被災者への支援	市民班、財政班、税務班、福祉班、会計班、市民活動推進班、富里市社会福祉協議会、成田公共職業安定所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、関係機関
2. 地域経済への支援	商工観光班、農政班

1. 被災者への支援

(1) 被災者台帳の作成

ア 被災者台帳の作成

市民班は、被災者への支援を漏れなく行うために、個々の被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各部で共有する。

イ 被災者台帳の利用

市民班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

ウ 安否情報の提供

市民班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

総則

災害
計画
予防

震
災

災害
応急
対策
計画

事
故
災
害

東
海
地
震

災害
復興
計画

資
料
編

(2) 災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金の支給

福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある市民に対して、災害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金の貸付

富里市社会福祉協議会は、千葉県社会福祉協議会と連携し、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(4) 税等の減免等

税務班は、市税や県税に関わる条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納税義務者等（以下「被災納税者等」という）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとし、次の措置をとる。

ア 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

総則	災害予防	災害 応急 対策 計画
計画		
震災		
風水害		
事故災害		
東海地震	災害復旧	
復興計画	資料編	

オ 保育料の減免等

福祉班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

(5) 職業のあっせん

成田公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(6) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便株式会社における措置〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④ 災害時における窓口業務の維持 |
|---|

(7) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(8) 介護保険における対応

福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

(9) 住宅の建設等

ア 災害公営住宅の建設

都市計画班は、「公営住宅法」に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に関わる制度をより積極的に利用し、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、県等に協力を要請し、大規模災害により住宅を失った被災者で、自己の資力では住宅の再建が困難な者のうち、特に住宅に困窮する状況におかれる者を支援する。これに対し、県は適切に指導・

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
災害復旧
資料編

支援を実施する。

イ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

(10) 義援金の受付け・配分

ア 義援金の受付けと保管

財政班及び会計班は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

イ 義援金の配分

財政班及び会計班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(11) 被災者生活再建支援金の支給

財政班は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

ア 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

イ 対象世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

総則	災害予防	災害 風水害	災害 急 対策 計画	東 海 地 震	災害 復 旧 計 画	資 料 編

- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

ウ 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（住宅被害支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（住宅再建支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（住宅再建支援金）【中規模半壊】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

(12) 市民相談窓口の開設（継続）

市民班及び市民活動推進班は、応急対策活動に引き続き、相談窓口において行方不明者の問合せの受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅の入居申請、医療相談、生活相談等、市の実施する被災者支援のための業務の受付、案内を行う。

2. 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

商工観光班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

(2) 農林業者への融資資金

農政班は、農林業者に対する災害の応急復旧に関わる各種融資制度について周知する。

総則
災害予防
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

総則	
計画	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第2節 生活関連施設の復旧計画

大規模災害により被災した公共施設、ライフライン、道路等については、速やかに現状復旧を行うとともに、再発を防止するための対策や改良を実施する。

活動項目	担当部署
1. 災害復旧事業	経営戦略班、関係各班
2. 国の財政援助等	財政班、関係各班

1. 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行う等将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2. 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

総
則

災
害
予
防
計
画

震
災

災
害
応
急
対
策
計
画

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

〈復旧事業の概要〉

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合に、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（平成 28 年 2 月、内閣府）及び「局地激甚災害指定基準」（平成 28 年 2 月、内閣府）の 2 つがあり、この基準に基づき指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

■ 財政援助措置項目

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の財政援助及び助成

第3節 災害復興計画

活動項目	担当部署
災害復興計画	経営戦略班、各班

市街地が壊滅的な被害を受けた場合、再び地震による災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、市民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本とした「復興まちづくり」を行う。

市は、この復興まちづくりを行うに当たり、経営戦略班に「災害復興本部」を設置し、市民・事業所と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、各班は、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。

総則
災害予防計画
震災
風水害
事故災害
東海地震
復興計画
資料編

総則	
計画	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	